

「特定商取引に関する法律等の施行について」新旧対照表（下線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2章(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売)関係</p> <p>第1節(定義)関係</p> <p>1 法第2条(定義)関係</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>(7) 法第2条第2項の解釈について</p> <p>法第2条第2項の「郵便」とは郵便法(昭和22年法律第165号)に規定される「郵便」のことで、これには通常の封書、葉書のほか、現金書留等も含まれる。また、小切手や郵便為替を、書留等の郵便により送付する場合も当然本法第2条第2項の「郵便」に該当する。</p> <p>省令第2条第1号の「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する「信書便」のことである。</p> <p>また、省令第2条第2号の「情報処理の用に供する機器」とはパーソナルコンピューター等を規定したものであり、パソコン通信やインターネット等を通じて申込みが行われるものがこれに該当する。</p> <p>この場合、例えば電子掲示板等において単に自己が所有する物品を廉価で譲渡する旨表示するのみである等反復継続性が認められない広告をした者は本項にいう「販売業者」に該当しないが、<u>例えばインターネットオークションにおいて新品の同一商品を数ヶ月に渡って多数出品する広告をする等、営利の意思をもって反復継続して取引を行う意思が広告より客</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2章(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売)関係</p> <p>第1節(定義)関係</p> <p>1 法第2条(定義)関係</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>(7) 法第2条第2項の解釈について</p> <p>法第2条第2項の「郵便」とは郵便法(昭和22年法律第165号)に規定される「郵便」のことで、これには通常の封書、葉書のほか、現金書留等も含まれる。また、小切手や郵便為替を、書留等の郵便により送付する場合も当然本法第2条第2項の「郵便」に該当する。</p> <p>省令第2条第1号の「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する「信書便」のことである。</p> <p>また、省令第2条第2号の「情報処理の用に供する機器」とはパーソナルコンピューター等を規定したものであり、パソコン通信やインターネット等を通じて申込みが行われるものがこれに該当する。</p> <p>この場合、例えば電子掲示板等において単に自己が所有する物品を廉価で譲渡する旨表示するのみである等反復継続性が認められない広告をした者は本項にいう「販売業者」に該当しないが、<u>営利の意思をもって反復継続して取引を行う意思が広告より客観的に認められる限りにおいては、当該広告をした者は法人であるかを問わず「販売業者」に該当する。</u></p>

観的に認められる限りにおいては、当該広告をした者は法人であることを問わず「販売業者」に該当する。

(8)～(10) (略)

第2節 (訪問販売) 関係

1 法第3条 (氏名等の明示) 関係

(1)～(5) (略)

(6) 上記を踏まえ、例えば、消費者の家を訪問して開口一番に住宅リフォームの勧誘をする目的であることを告げずに、「近くで工事をやっているの、ついでに御宅の屋根を点検してあげましょう。」「排水管の点検に来ました。」「以前施工をした業者からメンテナンスを引き継いだので、挨拶に伺いました。」等と告げて点検等を行った後に住宅リフォームを勧誘する場合や、「排水管の清掃をしませんか。」等と排水管の清掃のみ勧誘して清掃を行った後に、「高圧で清掃を行ったため、排水管に亀裂等がないか点検するために床下を見せて欲しい。」などと告げて床下を点検し、その結果床下リフォームを勧誘する場合は本条違反に該当する。

2 法第4条、第5条 (書面の交付) 関係

(1) (略)

(2) 書面の記載事項について

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 法第4条第3号の「商品の引渡時期」及び「役務の提供時期」については、商品の引渡し又は役務の提供が複数回にわたる場合は、回数、期間等が明確になるよう記載しなければならない。この場合、書面上に記載しきれない場合は、「別紙による」旨を記載した上で、法第4条又は第5条の書面との一体性が明らかとなるよう当該別紙を同時に交付することとする。また、「権利の移転時期」については、実質的に権利の

(8)～(10) (略)

第2節 (訪問販売) 関係

1 法第3条 (氏名等の明示) 関係

(1)～(5) (略)

2 法第4条、第5条 (書面の交付) 関係

(1) (略)

(2) 書面の記載事項について

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 法第4条第3号の「商品の引渡時期」及び「役務の提供時期」については、商品の引渡し又は役務の提供が複数回にわたる場合は、回数、期間等が明確になるよう記載しなければならない。この場合、書面上に記載しきれない場合は、「別紙による」旨を記載した上で、法第4条又は第5条との一体性が明らかとなるよう当該別紙を同時に交付することとする。また、「権利の移転時期」については、実質的に権利の行使が

行使が可能となる時期を記載しなければならない。

(二) 法第4条第4号のいわゆるクーリング・オフに関する事項については、省令第6条に規定するところにより記載することとなる。また、法第9条第1項の政令で定める指定商品を販売する場合及び現金取引でその総額が3,000円未満のときにクーリング・オフができないこととする場合は、その旨記載する義務が課されていることに留意されたい。

なお、クーリング・オフについては、契約の申込みを受け又は契約を締結する際、必ず口頭でも説明を行うよう販売業者等を指導されたい。

(ホ) 省令第3条第4号の「商品名及び商品の商標又は製造者名」及び第5号の「商品の型式又は種類(権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類)」は、契約した商品を特定させることを目的としている。

「商品名」は原則として固有名詞とし、そのみでは商品のイメージが不明確なものについては併せて普通名詞も記載させることとされたい。「商標又は製造者名」としてはいずれか一方が記載されていればよい。「商標」とは登録商標のみならず、販売業者の製造、取扱い等に係る商品であることを表示するために使用する通称等も含むものである。なお、「商品名」と「商標」が同一である場合は「商標又は製造者名」を併せて記載する必要はない。商品における「種類」については、型式のない商品について当該商品を特定するために必要不可欠な事項があれば、これを記載することとする。

権利又は役務において「種類」とは、当該権利又は役務が特定できる事項をいい、例えば「×の会員権」、「英会話教室」等がこれに当たる。ただし、消費者にとってその内容の理解が困難な権利又は役務については、その属性にかんがみ記載可能なものをできるだけ詳細に記載する必要がある。したがって、例えば住宅リフォームに関する書面の場合、

可能となる時期を記載しなければならない。

(二) 法第4条第4号のいわゆるクーリング・オフに関する事項については、省令第6条に規定するところにより記載することとなる。また、法第9条第1項の政令で定める指定商品を販売する場合及び現金取引でその総額が3,000円未満のときにクーリング・オフができないこととする場合は、その旨記載する義務が課されていることに留意されたい。

なお、クーリング・オフについては、契約の申込みを受け又は契約を締結する際、必ず口頭で説明を行うよう販売業者等を指導されたい。

(ホ) 省令第3条第4号の「商品名及び商品の商標又は製造者名」及び第5号の「商品の型式又は種類(権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類)」は、契約した商品を特定させることを目的としている。

「商品名」は原則として固有名詞とし、そのみでは商品のイメージが不明確なものについては併せて普通名詞も記載させることとされたい。「商標又は製造者名」としてはいずれか一方が記載されていればよい。「商標」とは登録商標のみならず、販売業者の製造、取扱い等に係る商品であることを表示するために使用する通称等も含むものである。なお、「商品名」と「商標」が同一である場合は「商標又は製造者名」を併せて記載する必要はない。商品における「種類」については、型式のない商品について当該商品を特定するために必要不可欠な事項があれば、これを記載することとする。

権利又は役務において「種類」とは、当該権利又は役務が特定できる事項をいい、例えば「×の会員権」、「英会話教室」等がこれに当たる。ただし、その内容が複雑な権利又は役務については、その属性にかんがみ記載可能なものをできるだけ詳細に記載し、書面上に記載しきれない場合には、「別紙による」旨を記載した上で、別途、役務の提供に

工事内容を詳細に記載せず、「床下工事一式」、「床下耐震工事一式」とのみ記載することは本条違反に該当する。なお、書面上に記載しきれない場合には、「別紙による」旨を記載した上で、別途、役務の提供に関する事項を記載した書面を交付するよう指導されたい。この場合、当該書面は、法第4条又は第5条の書面との一体性が明らかとなるよう同時に交付させることとする。

(3) (略)

3 法第6条（禁止行為）関係

(1) 法第6条第1項の解釈について

(イ) ~ (ロ) (略)

(ハ) 第1号の「商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容」は、当該商品等の購入等にあたって、商品等の価値を判断する要素となる事項である。一般には、商品の品質が類似のものと比較して劣るにもかかわらず優良と告げることや、根拠もなく商品の品質等について公的機関から認定を受けているかのごとき説明を行うこと等は、本号に関する不実の告知に該当するといえる。例えば事実に反して、使用する耐震補強金具が高性能なものであると告げることや、「ウチは材料の質も、仕事の質も他の業者と違う」と告げることは本号に該当する。

また、省令第6条の2の「商品の効能」、「商品の商標又は製造者名」、「商品の販売数量」、「商品の必要数量」、「役務及び権利に係る役務の効果」については、例えば、「食事制限をしなくても一月服用し続ければ5キロ痩せる」と健康食品を販売するなどセールストークに用いられるような効能が実際には認められないのに効能があると告げること等が本号に関する不実告知に該当するといえる。

(ニ) 第2号の「商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価」は、販売

関する事項を記載した書面を交付するよう指導されたい。この場合、当該書面は、法第4条又は第5条の書面との一体性が明らかとなるよう同時に交付させることとする。

(3) (略)

3 法第6条（禁止行為）関係

(1) 法第6条第1項の解釈について

(イ) ~ (ロ) (略)

(ハ) 第1号の「商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類」は、当該商品等の購入等にあたって、商品等の価値を判断する要素となる事項である。一般には、商品の品質が類似のものと比較して劣るにもかかわらず優良と告げることや、根拠もなく商品の品質等について公的機関から認定を受けているかのごとき説明を行うこと等は、本号に関する不実の告知に該当するといえる。

また、省令第6条の2の「商品の効能」、「商品の商標又は製造者名」、「商品の販売数量」、「商品の必要数量」、「役務及び権利に係る役務の効果」については、例えば、「食事制限をしなくても一月服用し続ければ5キロ痩せる」と健康食品を販売するなどセールストークに用いられるような効能が実際には認められないのに効能があると告げること等が本号に関する不実告知に該当するといえる。

価格や役務の対価に関する事項であり、例えば、「今だけ特別キャンペーン価格」と言いながら実際にはそれが通常価格であるような場合、「よそでは高くつくが、うちなら低価格でできる。」と言いながら実際にはそういった価格差は存在しない場合は本号に該当する。

(ホ) 第5号の「当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項」とは、第9条に規定するクーリング・オフに関する事項のほか、それ以外に契約の解除等ができる場合及びその解除を行ったときの損害賠償又は違約金についての取決め等のことである。

例えば、本法でクーリング・オフの期間が法第5条の書面（その日前に第4条の書面を受領した場合にあっては、その書面）の受領日から8日間認められているにもかかわらず、4日間と告げたり、クーリング・オフを申し出た顧客に対して、「個人的な都合によるクーリング・オフは認められません。」、「違約金を支払ってもらおう。これは法律で決まっている。」、「工事を既に始めたので解除できない。」、「申し込んだ以上既に資材の手配をしているので撤回はできない。」、「ミシンの梱包を開いているので解除できない。」、「名前をコンピューターに登録してしまったので解除できない。」と告げることが本号に関する不実告知に該当する。

(ハ) 第6号の「顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項」については、例えば事実に反して、（住宅リフォームの勧誘において）「床下が腐っていてこのままでは家が倒れてしまう。床下換気扇の設置が必要。」、「屋根が一部壊れている。このままにしておくとも雨漏りをする。」（給湯器の販売勧誘において）「不具合が発生していて、このまま使用し続けると発火して火事になるかもしれない。」（消火器の販売勧誘において）「法律上一年おきに詰め替えの義務がある。」（ステンレス鍋の販売勧誘において）「ア

(ニ) 第5号の「当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項」とは、第9条に規定するクーリング・オフに関する事項のほか、それ以外に契約の解除等ができる場合及びその解除を行ったときの損害賠償又は違約金についての取決め等のことである。

例えば、本法でクーリング・オフの期間が法第5条の書面（その日前に第4条の書面を受領した場合にあっては、その書面）の受領日から8日間認められているにもかかわらず、4日間と告げたり、「個人的な都合によるクーリング・オフは認められません。」と告げること、また、「印鑑を既に彫り始めたので解除できない」「ミシンの梱包を開いているので解除できない」「名前をコンピューターに登録してしまったので解除できない」等と告げることが本号に関する不実告知に該当し得る。

(ホ) 第6号の「顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項」については、例えば、（床下換気扇の販売勧誘において）「床下にカビが生えていてこのままでは家が倒れてしまう。」（消火器の販売勧誘において）「法律上一年おきに詰め替えの義務がある。」（ステンレス鍋の販売勧誘において）「アルミ鍋は有害である。」（ガス漏れ警報器の販売勧誘において）「経済産業省が設置するように決めた。」等と告げる行為が本号に関する不実告知に該当し得る。

ルミ鍋は有害である。」、(ガス漏れ警報器の販売勧誘において)「経済産業省が設置するように決めた。」等と告げる行為が本号に関する不実告知に該当し得る。

(ト) 第7号の「前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」は、購入者等が契約を締結する場合又は申込みの撤回若しくは解除をする場合の意思形成に対して重大な影響を及ぼす事項であつて、第1号から第6号までに該当しないものをいい、契約の内容のみならず、当該契約に関連のある事項が広く対象となる。例えば事実反して、あたかも訪問したマンションの管理会社と契約をしている業者であるかのように告げること、「ご近所はみんなやっている。」と告げて排水管の清掃等の勧誘を行うことは本号に該当する。

(2) 法第6条第2項の解釈について

本項における「故意」とは、「当該事実が当該購入者等の不利益となるものであることを知っており」、かつ、「当該購入者等が当該事実を認識していないことを知っていること」をいう。「故意に事実を告げない行為」をもって足り、相手方が錯誤に陥り、契約を締結し又は解除を行わなかったことは必要としない。

「故意に事実を告げない行為」については、例えば、18ホールのゴルフ場の会員権を販売する際に会員が一万人もいることを告げない場合や、リゾートクラブ会員権について一室当たり換算会員数が百人もいることを告げないこと等が考えられるが、その他にも同一施設について複数のクラブを組織し、それぞれ会員権を販売するなどにより、実質的には会員数が当該施設の利用を著しく困難にする程度に存在しているにもかかわらずこれを告げない場合、また、床下換気扇の販売において、家の広さ等からして3台で十分であることを告げずに、10台の販売をする場合等も該

(ハ) 第7号の「前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」は、購入者等が契約を締結する場合又は申込みの撤回若しくは解除をする場合の意思形成に対して重大な影響を及ぼす事項であつて、第1号から第6号までに該当しないものをいい、契約の内容のみならず、当該契約に関連のある事項が広く対象となる。

(2) 法第6条第2項の解釈について

本項における「故意」とは、「当該事実が当該購入者等の不利益となるものであることを知っており」、かつ、「当該購入者等が当該事実を認識していないことを知ること」をいう。「故意に事実を告げない行為」をもって足り、相手方が錯誤に陥り、契約を締結し又は解除を行わなかったことは必要としない。

「故意に事実を告げない行為」については、例えば、18ホールのゴルフ場の会員権を販売する際に会員が一万人もいることを告げない場合や、リゾートクラブ会員権について一室当たり換算会員数が百人もいることを告げないこと等が考えられるが、その他にも同一施設について複数のクラブを組織し、それぞれ会員権を販売するなどにより、実質的には会員数が当該施設の利用を著しく困難にする程度に存在しているにもかかわらずこれを告げない場合、また、床下換気扇の販売において、家の広さ等からして3台で十分であることを告げずに、10台の販売をする場合等も該

<p>当するものと考えられる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 法第7条(指示)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省令第7条の解釈について</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 第2号</p> <p><u>「老人その他の者」には、老人、未成年者、精神障害者、知的障害者及び認知障害が認められる者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等が一般的には該当し得るが、これらの者に対し、通常の判断力があれば締結しないような、当該者にとって利益を害するおそれのある契約を締結させることは本号に当たる。</u></p> <p><u>例えば、重度の認知障害が発生している者に対し、住宅リフォーム契約を強いる行為は、本号に該当する。また、一人暮らしの高齢者に対し、新築代金に匹敵するあるいはこれを上回るような高額のリフォーム契約を締結させることは、本号に該当する可能性が高い。また、認知障害の程度が契約の内容を全く理解できない段階にまで至っている者に対し、契約の勧誘を行うことは、次号の適合性の原則に反するものと考えられる。</u></p> <p>(ハ) 第3号</p> <p><u>本号は、いわゆる適合性原則を定めたものである。具体的には、販売業者又は役務提供事業者が顧客に対して、その商品等に関する知識や経験の不足につけ込む勧誘や、財産の状況に照らして不相応又は不要な支出を強いる契約の勧誘を行うことは本号に当たる。</u></p>	<p>当するものと考えられる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 法第7条(指示)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省令第7条の解釈について</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 第2号</p> <p><u>「老人その他の者」には、老人、未成年者等が一般的には該当し得るが、判断力が不足している場合にのみ適用されることとなる。</u></p> <p>(ハ) 第3号</p> <p><u>本号は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして客観的に見て不適當と認められる勧誘を対象とした規定である。</u></p>
--	---

例えば、年金収入しかない高齢者に対して、保有する預貯金を全て使用させ、または返済困難な借金をさせてまで住宅リフォーム契約を締結するよう勧誘する行為は、本号に該当する可能性が高い。

(二) ~ (ハ) (略)

6 ~ 8 (略)

第3節 (通信販売) 関係

1 法第11条 (広告の表示) 関係

(1) 法第11条の適用を受ける広告 (通信販売広告) について

法第11条の適用を受ける広告 (通信販売広告) は、販売業者又は役務提供事業者が通信手段により申込みを受けて商品の販売等を行うことを意図していると認められる広告である。

したがって、広告に通信販売を行う旨明確に表示されている場合が通信販売広告に該当するほか、例えば、送料、口座番号等を表示している販売広告や店頭で商品購入を行うことが不可能な商品の販売広告等も該当することとなる。

また、広告の方法の如何を問わない。したがって、新聞、雑誌に掲載される広告のみならず、ダイレクトメール、テレビ放映、折り込みチラシ、インターネット上のホームページ (インターネットオークションサイトを含む。)、パソコン通信、電子メール等において表示される広告も含まれる。

なお、電子メールにより広告をする場合は、電子メールの本文及び本文中でURLを表示することにより紹介しているサイト (リンク先) を一体として広告とみなすものとする。

(2) 法第11条第1項の解釈について

(イ) ~ (ハ) (略)

(二) ~ (ハ) (略)

6 ~ 8 (略)

第3節 (通信販売) 関係

1 法第11条 (広告の表示) 関係

(1) 法第11条の適用を受ける広告 (通信販売広告) について

法第11条の適用を受ける広告 (通信販売広告) は、販売業者又は役務提供事業者が通信手段により申込みを受けて商品の販売等を行うことを意図していると認められる広告である。

したがって、広告に通信販売を行う旨明確に表示されている場合が通信販売広告に該当するほか、例えば、送料、口座番号等を表示している販売広告や店頭で商品購入を行うことが不可能な商品の販売広告等も該当することとなる。

また、広告の方法の如何を問わない。したがって、新聞、雑誌に掲載される広告のみならず、ダイレクトメール、テレビ放映、折り込みチラシ、インターネット上のホームページ、パソコン通信、電子メール等において表示される広告も含まれる。

なお、電子メールにより広告をする場合は、電子メールの本文及び本文中でURLを表示することにより紹介しているサイト (リンク先) を一体として広告とみなすものとする。

(2) 法第11条第1項の解釈について

(イ) ~ (ハ) (略)

(二) 省令第8条第1項第1号及び第2号に定める事項の記載方法について

第1号及び第2号に定める事項は、販売業者又は役務提供事業者の属性に関するものであることから、広告中には、消費者が容易に認識することができるような文字の大きさ・方法をもって、容易に認識することができるような場所に記載しなければならない。

また、インターネット上のホームページなどパソコン画面上等の広告では、本法に定める広告事項のすべてを確認するには画面のスクロールや画面の切替えを要さずにすむよう記載することが望ましいが、特に第1号及び第2号に定める事項については、画面上に広告の冒頭部分を表示したときに認識することができるように記載すべきである。ただし、やむを得ず、冒頭部分への記載を行うことができないときには、冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法又は契約の申込みのための画面に到達するにはこれらの事項を記載した画面の経由を要するような方法をあらかじめ講ずるべきである。例えば、インターネット上のホームページにおいて、広告をする画面上に、第1号及び第2号に定める事項が記載されていることが容易に判断できる表現（「特定商取引法に基づく表記」、「会社概要」等）によりリンクや画面切り替えのためのタブが用意されている場合は、「冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法」に該当するが、インターネットオークションにおいて、当該オークションシステム内に第1号及び第2号に定める事項を記載可能であるにもかかわらず、当該システム外の自己のホームページへのリンクを貼り、その中で記載しているような場合は、通常は「冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法」に該当しない。

(ホ)～(リ)（略）

(3) 法第11条第2項の解釈について

(イ) 本項は、電子メール等による一方的な商業広告の送りつけ（いわゆる

(二) 省令第8条第1項第1号及び第2号に定める事項の記載方法について

第1号及び第2号に定める事項は、販売業者又は役務提供事業者の属性に関するものであることから、広告中には、消費者が容易に認識することができるような文字の大きさ・方法をもって、容易に認識することができるような場所に記載しなければならない。

また、インターネット上のホームページなどパソコン画面上等の広告では、本法に定める広告事項のすべてを確認するには画面のスクロールや画面の切替えを要さずにすむよう記載することが望ましいが、特に第1号及び第2号に定める事項については、画面上に広告の冒頭部分を表示したときに認識することができるように記載すべきである。ただし、やむを得ず、冒頭部分への記載を行うことができないときには、冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法又は契約の申込みのための画面に到達するにはこれらの事項を記載した画面の経由を要するような方法をあらかじめ講ずるべきである。

(ホ)～(リ)（略）

(3) 法第11条第2項の解釈について

(イ) 本項は、電子メール等による一方的な商業広告の送りつけ（いわゆる

迷惑メール)問題に対応するための規定であり、法第12条の3に規定する再送信禁止規定の実効を確保するため、消費者が広告メールの受け取りを希望しない旨の意思を表示するための連絡方法の表示を義務づけるものである。

(ロ)～(ハ)(略)

2～6(略)

第4節(電話勧誘販売)関係

1～4(略)

5 法第21条(禁止行為)関係

(1) 法第21条第1項の解釈について

(イ)～(ハ)(略)

(ニ) 第2号の「商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価」の解釈については、第2節(訪問販売)関係3(1)(ニ)を参照されたい。

(ホ) 第5号の「当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項」とは、第24条に規定するクーリング・オフに関する事項のほか、それ以外に契約の解除等ができる場合及びその解除を行ったときの損害賠償又は違約金についての取決め等のことである。

例えば、本法でクーリング・オフの期間が法第19条の書面(その日前に第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面)の受領日から8日間認められているにもかかわらず、物の取り付け、設置の場合に、「もう材料をそろえてしまったので解除できない」と告げること、「クーリング・オフ期間は4日であり、既に4日が過ぎてしまったので解除できない。」と告げること、「あなたの個人的な都合でクーリング・オフすることはできない。」と告げること、又は電話勧誘販売で契約をし

迷惑メール)問題に対応するための規定であり、法第12条の2に規定する再送信禁止規定の実効を確保するため、消費者が広告メールの受け取りを希望しない旨の意思を表示するための連絡方法の表示を義務づけるものである。

(ロ)～(ハ)(略)

2～6(略)

第4節(電話勧誘販売)関係

1～4(略)

5 法第21条(禁止行為)関係

(1) 法第21条第1項の解釈について

(イ)～(ハ)(略)

(ニ) 第5号の「当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項」とは、第24条に規定するクーリング・オフに関する事項のほか、それ以外に契約の解除等ができる場合及びその解除を行ったときの損害賠償又は違約金についての取決め等のことである。

例えば、本法でクーリング・オフの期間が法第19条の書面(その日前に第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面)の受領日から8日間認められているにもかかわらず、物の取り付け、設置の場合に、「もう材料をそろえてしまったので解除できない」と告げること、「クーリング・オフ期間は4日であり、既に4日が過ぎてしまったので解除できない。」と告げること、「あなたの個人的な都合でクーリング・オフすることはできない。」と告げること、又は電話勧誘販売で契約をし

ているのに、「この契約は電話勧誘販売にあたらぬのでクーリング・オフは認められない。」等と告げることが該当し得る。

(A) 第6号の「電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項」については、例えば、国家資格になる予定がないにもかかわらず、「当協会が実施している資格制度はまもなく国家資格になる。」といった説明を行うこと、「今回選ばれた中であなただけがまだ申込みをしていない。早く申し込まないと他の人にも迷惑がかかる。」等と告げる行為が、該当すると考えられる。

(B) 第7号の「前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」の解釈については、第2節（訪問販売）関係3(1)(B)を参照されたい。

(2) ~ (3) (略)

6 ~ 10 (略)

第5節（雑則）関係

1 法第26条（適用除外）関係

(1) (略)

(2) 法第26条第2項第1号について

本号は、販売業者等が自らの意思に基づき住居を訪問して販売を行うのではなく、消費者の「請求」に応じて行うその住居における販売等を適用除外とするものである。

このような場合は、例えば商品の売買にあたっては、

購入者側に訪問販売の方法によって商品を購入する意思があらかじめあること

購入者と販売業者との間に取引関係があること

ているのに、「この契約は電話勧誘販売にあたらぬのでクーリング・オフは認められない。」等と告げることが該当し得る。

(A) 第6号の「電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項」については、例えば、国家資格になる予定がないにもかかわらず、「当協会が実施している資格制度はまもなく国家資格になる。」といった説明を行うこと、「今回選ばれた中であなただけがまだ申込みをしていない。早く申し込まないと他の人にも迷惑がかかる。」等と告げる行為が、該当すると考えられる。

(B) 第7号の「前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」の解釈については、第2節（訪問販売）関係3(1)(A)を参照されたい。

(2) ~ (3) (略)

6 ~ 10 (略)

第5節（雑則）関係

1 法第26条（適用除外）関係

(1) (略)

(2) 法第26条第2項第1号について

本号は、販売業者等が自らの意思に基づき住居を訪問して販売を行うのではなく、消費者の「請求」に応じて行うその住居における販売等を適用除外とするものである。

このような場合は、例えば商品の売買にあたっては、

購入者側に訪問販売の方法によって商品を購入する意思があらかじめあること

購入者と販売業者との間に取引関係があること

が通例であるため、本法の趣旨に照らして本法を適用する必要がないためである（ただし法第3条は適用される。）。

購入者が、「を購入するから来訪されたい」等、「契約の申込み」又は「契約の締結」を明確に表示した場合、その他取引行為を行いたい旨の明確な意思表示をした場合、「請求した者」に当たる。

商品等についての単なる問合せ又は資料の郵送の依頼等を行った際に、販売業者等より訪問して説明をしたい旨の申出があり、これを消費者が承諾した場合は、消費者から「請求」を行ったとは言えないため、本号には該当しない。

また、販売業者等の方から電話をかけ、事前にアポイントメントを取って訪問する場合も同様に本号には該当しない。

また、例えば、消費者が台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために販売業者等が来訪した際に、台所のリフォームを勧誘された場合については適用除外に当たらないと考えられる。

(3) 法第26条第2項第2号について

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 政令第8条第3号の「継続的取引関係にある」について

政令第8条の各類型は、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引類型であり、そもそも日常生活の中に支障なく定着していることが求められる。店舗販売・店舗役務提供以外の類型を掲げる本号にあっては、「継続的取引関係にある」との

が通例であるため、本法の趣旨に照らして本法を適用する必要がないためである（ただし法第3条は適用される。）。

「請求」の程度は、「契約の申込み」又は「契約の締結」を明確に表示した場合、すなわち「を購入するから来訪されたい」等の明確に意思表示があった場合に限らず、請求の趣旨が、例えば、「工事箇所の下見、工事の見積もりをしてほしいので来訪されたい」「のカタログを持参されたい」等取引行為を行いたい意思があると認められる程度であればよい。

また、例えば工事の場合にあっては、当初の見積もり等のための来訪が要請されていない場合であっても、2回目以降の来訪が要請されたものであれば同様に適用除外となる。

しかし、商品等についての単なる問合せ又は資料の郵送の依頼等を行った際に、販売業者等より訪問して説明をしたい旨の申出があり、これを消費者が承諾した場合は、消費者から「請求」を行ったとは言えないため、本号には該当しない。

また、販売業者等の方から電話をかけ、事前にアポイントメントを取って訪問する場合も同様に本号には該当しない。

(3) 法第26条第2項第2号について

(イ) ~ (ハ) (略)

要件により、かかる要請を担保していると解されるところ、日常生活の中に支障なく定着しているとは言えない取引関係は、この類型から排除されると解されるべきである。したがって、例えば冷静に検討する時間も与えられずに次々と短期間に住宅リフォーム契約を結ばされるようないわゆる次々販売が行われた場合、「継続的取引関係にある」とは認められない。

(ホ) 政令第8条第4号の「事業所に所属する者」及び「事業所の管理者」について

「事業所に所属する者」とは、常時従業者のみならず、使用者、臨時従業者等当該事業所に所属する者のすべてを含む。また「事業所の管理者」とは、当該事業所で事業を営む企業なり団体なりの庶務担当責任者等当該企業又は団体において当該事業所の管理権限を有する者であり、例えば共同ビルの管理者等は含まれない。

なお、この職域販売が本法の適用除外となる要件は、事業所の管理者の「書面による」承認が必要であることに留意されたい。

(4)～(5) (略)

2 (略)

第3章 (連鎖販売取引) 関係

1～9 (略)

10 法第38条 (指示) 関係

(1)～(3) (略)

(4) 省令第31条の解釈について

(1)～(ハ) (略)

(二) 第6号

「未成年者その他の者」には、未成年者、老人等が一般的には該当

(二) 政令第8条第4号の「事業所に所属する者」及び「事業所の管理者」について

「事業所に所属する者」とは、常時従業者のみならず、使用者、臨時従業者等当該事業所に所属する者のすべてを含む。また「事業所の管理者」とは、当該事業所で事業を営む企業なり団体なりの庶務担当責任者等当該企業又は団体において当該事業所の管理権限を有する者であり、例えば共同ビルの管理者等は含まれない。

なお、この職域販売が本法の適用除外となる要件は、事業所の管理者の「書面による」承認が必要であることに留意されたい。

(4)～(5) (略)

2 (略)

第3章 (連鎖販売取引) 関係

1～9 (略)

10 法第38条 (指示) 関係

(1)～(3) (略)

(4) 省令第31条の解釈について

(1)～(ハ) (略)

(二) 第6号

「未成年者その他の者」には、未成年者、老人等が一般的には該当し

し得るが、これらの者に対し、通常の判断力があれば締結しないような、当該者にとって利益を害するおそれのある契約を締結させることは本号に当たる。

(ホ) 第7号

本号は、いわゆる適合性原則を定めたものである。具体的には、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が相手方に対して、連鎖販売取引に関する知識や経験の不足につけ込む勧誘や、財産の状況に照らして不相応又は不要な支出を強いる契約の勧誘を行うことは本号に当たる。

例えば、大学生に消費者金融業者から借入れをさせてまで連鎖販売取引の勧誘をすることは本号に該当する。

(ハ) (略)

1 1 ~ 1 3 (略)

第4章 (特定継続的役務提供) 関係

1 (略)

2 法第42条 (特定継続的役務提供における書面の交付) 関係

(1) ~ (2) (略)

(3) 書面の記載事項について

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 同条第2項第5号及び第3項第5号のいわゆるクーリング・オフに関する事項については、省令第34条及び第36条に規定するところにより記載することとする。また、法第48条第2項ただし書の政令で定める関連商品を販売する場合にクーリング・オフができないこととする場合は、その旨記載する義務が課されていることに留意されたい。

なお、クーリング・オフについては、契約の申込みを受け又は契約を

得るが、判断力が不足している場合にのみ適用されることとなる。

(ホ) 第7号

本号は、取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして客観的に見て不相当と認められる勧誘を対象とした規定である。

(ハ) (略)

1 1 ~ 1 3 (略)

第4章 (特定継続的役務提供) 関係

1 (略)

2 法第42条 (特定継続的役務提供における書面の交付) 関係

(1) ~ (2) (略)

(3) 書面の記載事項について

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 同条第2項第5号及び第3項第5号のいわゆるクーリング・オフに関する事項については、省令第34条及び第36条に規定するところにより記載することとする。また、法第48条第2項ただし書の政令で定める関連商品を販売する場合にクーリング・オフができないこととする場合は、その旨記載する義務が課されていることに留意されたい。

なお、クーリング・オフについては、契約の申込みを受け又は契約を

<p>締結する際、必ず<u>口頭</u>でも説明を行うよう役務提供事業者等を指導されたい。</p> <p>(ホ)～(ト) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 法第44条(禁止行為)関係</p> <p>(1) 法第44条第1項の解釈について</p> <p>(イ)～(ハ)</p> <p>(ト) 第8号の「前各号に掲げるもののほか、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」の解釈については、第2章第2節(訪問販売)関係3(1)(ト)を参照されたい。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>第5章(業務提供誘引販売取引)関係 (略)</p> <p>第6章(雑則)関係 (略)</p>	<p>締結する際、必ず<u>口頭</u>で説明を行うよう役務提供事業者等を指導されたい。</p> <p>(ホ)～(ト) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 法第44条(禁止行為)関係</p> <p>(1) 法第44条第1項の解釈について</p> <p>(イ)～(ハ)</p> <p>(ト) 第8号の「前各号に掲げるもののほか、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」の解釈については、第2章第2節(訪問販売)関係3(1)(ハ)を参照されたい。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>第5章(業務提供誘引販売取引)関係 (略)</p> <p>第6章(雑則)関係 (略)</p>
--	---